

◎新潟県告示第468号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番           | 地目 | 面積(平方メートル) |
|------------------|----|------------|
| 妙高市大字十日市字上櫓田450番 | 田  | 3,514      |
| 妙高市大字十日市字七日市705番 | 田  | 1,450      |

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は死亡し、配偶者は死亡、子2人は相続放棄している。  
借受予定者が令和8年5月まで当該ほ場を借り入れて水稻を栽培している。  
借入予定者は、引き続き当該農地を活用して水稻の栽培を行う計画であるため、県の裁定を希望している。  
これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年9月 | 5年   | 234,510円     |

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年6月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送